

令和8年度名古屋市社会福祉施設食材費高騰対策支援金Q&A

(9月28日時点)

No.	質問	回答
1	この支援金の目的は何か。	食材費高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している地域生活支援事業入所施設等及び地域生活支援事業通所事業所等を支援するものです。
2	愛知県の食材費高騰対策支援金との関係はどうなっているか。	本市の食材費高騰対策支援金は愛知県の食材費高騰対策支援金で対象としていない施設等を対象としています。
3	金額の算定の考え方を教えてほしい。	愛知県の食材費高騰対策支援金と同額の交付額としております。
4	市外の施設等についても対象となるか。	対象とはなりません。本市の認可又は指定を受けた名古屋市内の施設等に限りです。
5	対象施設等となるための基準日はいつか。	令和8年6月1日時点でサービス提供している必要があります。そのため、令和8年5月末までに事業廃止した施設等や令和8年6月2日以降に新規開設した施設等は対象外となります。 また、入金日（＝交付決定日）までの間に廃止する施設等は対象外となります。 なお、同種のサービスを継続しているとみなせる施設等の開廃の場合は、対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。
6	どの時点の定員数で申請すればよいか。	本事業の基準日である令和8年6月1日時点の定員数としてください。
7	交付決定の方法、支払時期はいつ頃か。	申請書受付後に審査を行い、適正と認められた場合は、申請書に記載の口座に支払を行います。指定口座への支払をもって交付決定通知としますので、別途交付決定通知の発送はしません。 支払時期については、申請書に不備がなければ、申請受付後、概ね5～6週間後の支払を予定しています。
8	同スペースにおいて複数のサービス種別を提供している場合は、それぞれ申請は可能か。	重複申請はできません。いずれか1つのサービス種別において申請してください。 なお、それぞれ独立したスペース（別フロア・別部屋）においてサービス提供している場合は、同スペースにあたりません。
9	食事の提供を別の事業所に委託している場合は、食材費に係る支援金の給付対象となるか。	食事提供業務を委託していても、事業者が利用者に提供する食事に係る費用の一部又は全部を負担している場合は対象となります。
10	食材費について利用者負担がある場合は、食材費に係る支援金の給付対象となるか。	原則対象となりますが、以下の例のように事業者負担が全くない場合は対象外となります。 (対象外の例) 利用者から1食600円を徴収し、弁当600円を購入して利用者へ提供している場合
11	おやつのみを提供する場合は、食材費に係る支援金の対象となるか。	おやつのみを提供している場合は、対象とはなりません。

No.	質問	回答
12	振込先口座の指定はあるか。	原則、法人代表者（申請者）名義の口座に振り込みますので、法人代表者名義の口座を振込先に記載してください（法人名みの口座は可）。また、業務処理の都合上申請につき口座にまとめて振込をさせていただきます。やむを得ず法人代表者名義と異なる名義の口座に振込を希望する場合は、コールセンターにご相談ください。 【例】 ○ 社会福祉法人●▲福祉会 理事長●▲■ ○ 社会福祉法人●▲福祉会 理事長●▲■ 特別養護老人ホーム●▲ × 社会福祉法人●▲福祉会 特別養護老人ホーム●▲ 施設長▲■ ●●
13	振込先の証明（通帳の写し等）で省略できるものはあるか（代表者名等）。	省略できるものはありません。必ず申請者（法人代表）と同様の名義の口座を記載してください。 なお、通帳の名義の代表者名等が印字の関係で省略されている場合は、その旨を委託業者にお伝えください。
14	通帳の写しはどのように添付すればよいか。	通帳の写しのスキャンデータもしくは写真等で撮影したデータを添付して下さい。
15	日中一時受入は対象なのか。	あいち診療所滝の水「憩いの学校」以外は、短期入所又は生活介護の指定を受けていることから、申請できません。